



飯南町  
総合振興  
計 画

## 第 6 章

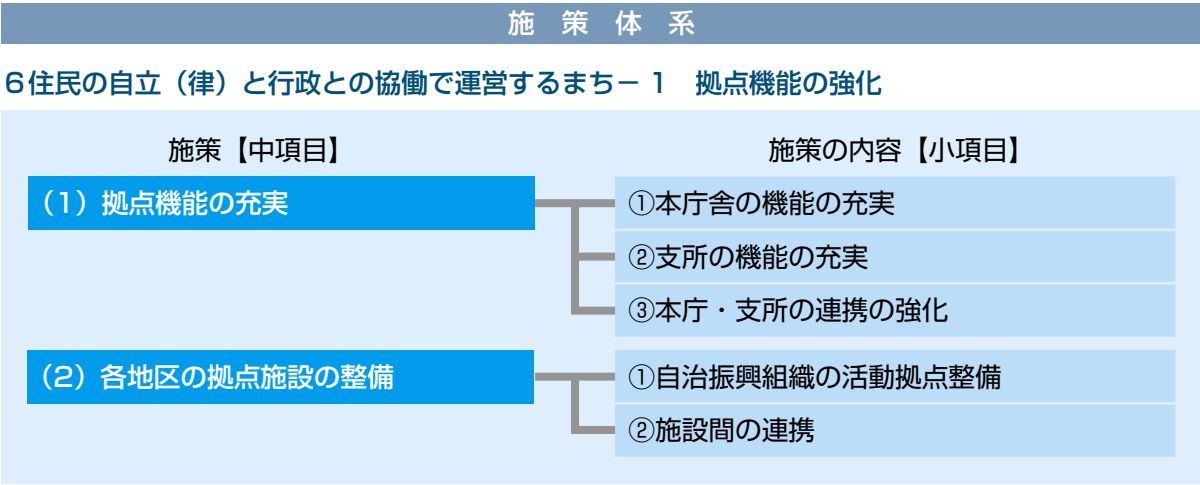
住民の自立(律)と行政との協働で運営するまち

I I N A N T O W N M A S T E R P L A N

【基本施策】

# 6-1 拠点機能の強化

協働のまちづくりを推進するために、役場など拠点機能の充実を図るとともに、各施設間の連携強化に努めます。  
また、公民館との連携により各地区の拠点施設の整備を図ります。



## (1) 拠点機能の充実

|    |                                                                                                     |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状 | ◆4地区において住民サービスと利便性を考慮した窓口業務を実施しました。<br>◆公民館の設置を行いました。                                               |
| 課題 | ◆分庁方式を採用したことにより、行政運営の効率化、組織のスリム化、指揮命令の迅速化、施設管理費の縮減などが図られていません。<br>◆本庁舎建設の方向性に応じた、支所機能の充実が求められています。  |
| 方針 | ◆合併後執ってきた分庁方式を解消し、分散している行政機能の集約を図り、本庁方式への移行を検討します。<br>◆現在4地区には行政の窓口業務、それぞれに公民館機能があり、これらの充実を図っていきます。 |

- | 施策の内容        |                                        |
|--------------|----------------------------------------|
| ①本庁舎の機能の充実   | ●町の組織機構を集約し、行政の拠点としての機能の充実を図ります。       |
| ②支所の機能の充実    | ●直接住民に接する窓口業務、住民相談、地域振興の拠点としての充実を図ります。 |
| ③本庁・支所の連携の強化 | ●本庁、支所、公民館のつながりを強化し、住民本位の行政を進めます。      |

## (2) 各地区の拠点施設の整備

|    |                                                                            |
|----|----------------------------------------------------------------------------|
| 現状 | ◆自治区、自治会などの活性化を図るための拠点施設（集会所）整備を進めてきました。                                   |
| 課題 | ◆指定管理の対象となっている町所有の集会施設において、他の自治会との均衡も考慮し、譲渡の方向での検討が求められています。               |
| 方針 | ◆拠点施設（集会所）整備に要する助成を実施します。<br>◆自治区を中心とした組織づくりを支援し、自治区ごとの活動強化のために必要な支援を行います。 |

### 施 策 の 内 容

#### ①自治振興組織の活動拠点整備

- 自治振興組織の立ち上げなど、自治区を中心にした組織づくりを行います。
- ふるさと回想館、谷笑楽校など、特色ある運営を行い、地域の活力づくりを推進します。

#### ②施設間の連携

- 指定管理者制度\*に移行し、住民が利用しやすい体制づくりを進めます。
- CATV やインターネットを利用し、施設の利用予約・申込などのサービスを一元化するなどの取り組みを行います。



## 【基本施策】

## 6-2 住民主体のまちづくりの推進

住民主体のまちづくりを推進するために、住民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、まちづくり活動への支援や活動母体の育成を図ります。

## 施 策 体 系

## 6住民の自立（律）と行政との協働で運営するまちー 2 住民主体のまちづくりの推進

| 施策【中項目】           | 施策の内容【小項目】                          |
|-------------------|-------------------------------------|
| (1) 住民のまちづくり意識の高揚 | ①住民意識や連帯感の高揚<br>②まちづくり組織への住民参加の促進   |
| (2) まちづくり活動の支援    | ①住民の主体的なまちづくり活動の支援<br>②まちづくり活動母体の育成 |

## (1) 住民のまちづくり意識の高揚

|     |                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現 状 | ◆住民が積極的に地域の行事やまちづくり活動に参加できるよう、町民まつりや産業文化祭を実施しましたが、既存のイベントと重なり定着しておらず、現在は「飯南高原まつり」として開催しています。             |
| 課 題 | ◆町内だけにとどまらず、多くの町外の方にも参加いただき、自治区等の連携、組織運営や地域のコミュニティ活動、環境整備活動等の推進に一定の成果を上げていますが、イベントの数が多く、住民の負担が大きくなっています。 |
| 方 針 | ◆住民のまちづくり意識の高揚に向けて、各イベントの数や内容を検討し、地域コミュニティ活動・地域連携の強化に努めます。                                               |

## 施 策 の 内 容

## ①住民意識や連帯感の高揚

- 文化行事やイベントなどを開催し、住民のふれあいの場を創出します。
- 住民が積極的に地域の行事やまちづくり活動に参加することで、住民自らが、できることから具体的に行動しようという意識や連帯感の高揚に努めます。
- 各種イベントの数や内容、運営主体組織をどこにするかも含めて、住民が楽しめる内容の検討を行います。

## ②まちづくり組織への住民参加の促進

- 地域におけるコミュニティ活動や環境美化活動を支援し、まちづくり組織への住民の積極的な参加を推進します。
- 地域環境がさらに向上するよう啓発活動を進めるとともに、より一層の地域コミュニティ活動・地域連携の強化を図ります。

## (2) まちづくり活動の支援

|        |                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現<br>状 | ◆自治振興組織の活動を支援するための地域コミュニティ推進交付金を活用して、住民提案型事業、リーダー塾の開催等により、住民のまちづくり意識の高揚を図り、住民主体のまちづくりを支援しました。           |
| 課<br>題 | ◆現在、2団体のNPO 法人が認証されていますが、新規の法人設立はありません。<br>◆一步進んだ地域づくりのために、コミュニティビジネスへの展開を視野に入れた住民のまちづくり活動を支援する必要があります。 |
| 方<br>針 | ◆まちづくり条例*の制定を検討していくとともに、まちづくり活動のリーダーや団体、NPO 法人等の育成を進めます。                                                |

### 施 策 の 内 容

#### ①住民の主体的なまちづくり活動の支援

- 住民の発案事業を、住民委員会（仮称）などの住民代表機関で採択の是非を決定し、まちづくり活動の支援を行います。
- コミュニティビジネスを重視した事業に特化し、事業としての継続性、公共性を強調した地域づくりに資する事業展開を支援していきます。

#### ②まちづくり活動母体の育成

- まちづくり活動のリーダーや団体、NPO 法人等の育成を進めます。
- 住民自治のルールである「まちづくり条例\*」の制定を目指し、住民検討委員会を設置し、条例制定に向けた学習機会を設けます。
- 継続的に自立した活動を促すためにも NPO 法人を立ち上げるメリットの周知を図ります。

#### 《目標指標》

| 項 目         | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|-------------|-----------|-----------|
| 地域づくり塾講座開催数 | 7 回／年     | 12 回／年    |



## 【基本施策】

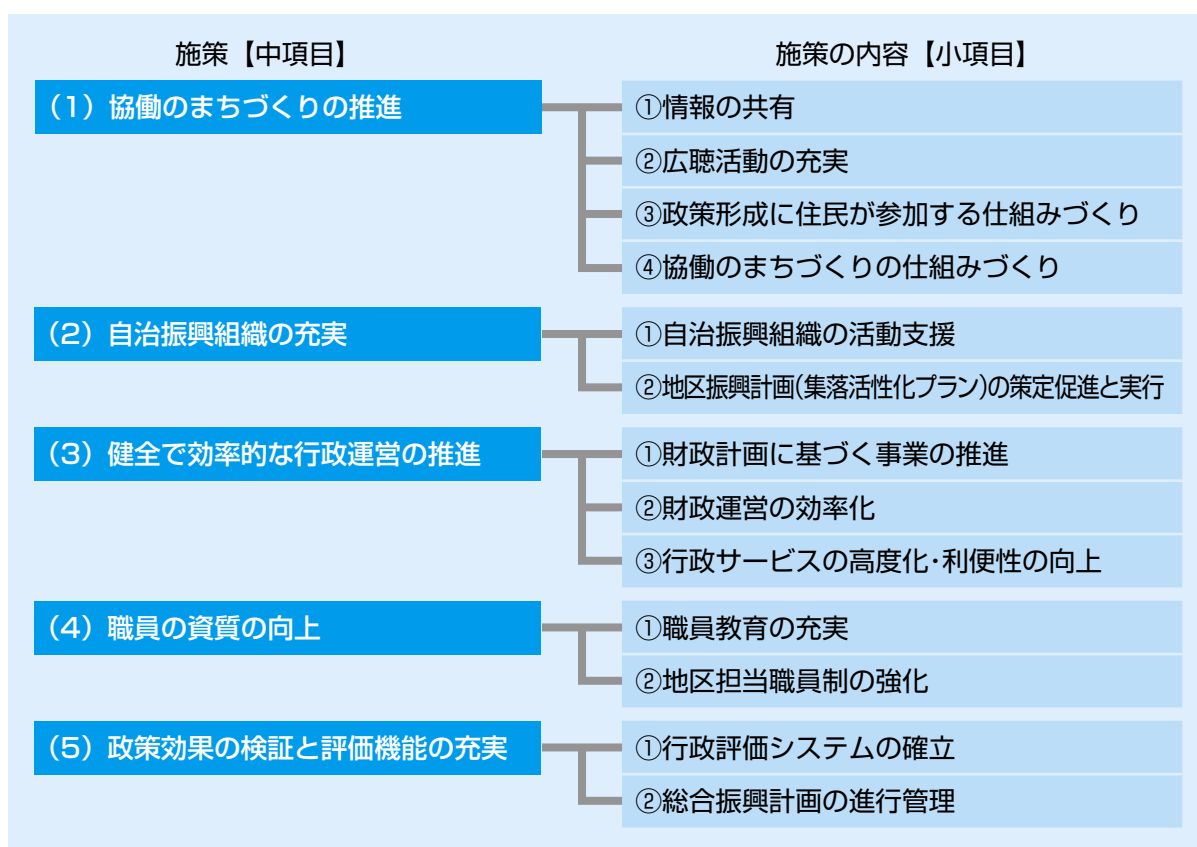
## 6-3 協働で進める行財政運営

協働のまちづくりの推進と、健全な行財政運営を進めるために、情報の共有化や政策形成への住民参加、協働の仕組みづくりを図るとともに、自治振興組織の活動支援など、自治組織の充実を図ります。

また、財政運営の効率化を進めながら、職員の資質向上に努め、政策効果の検証や評価の実施など行政評価システムの確立を図り、健全な行財政運営を目指します。

## 施策体系

## 6住民の自立（律）と行政との協働で運営するまちー 3 協働で進める行財政運営



## (1) 協働のまちづくりの推進

|     |                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 現 状 | ◆町政座談会・町長懇話会・移動町長室・まちづくり出前講座・メールによる町長へのご意見・ご提案等などを実施しました。                              |
| 課 題 | ◆まちづくり条例*を制定する必要があります。<br>◆より幅広い世代への周知方法の検討が必要になっています。                                 |
| 方 針 | ◆行政の施策に依存せず、住民主体でのまちづくりを進めます。<br>◆今後はより幅広い世代への周知・周知方法の検討が必要になってくると思われることから、情報公開を推進します。 |

### 施 策 の 内 容

#### ①情報の共有

- 広報活動による行政情報等の提供や、個人情報保護に配慮した積極的な行政情報に努めます。
- 町外へも積極的に情報を提供し、定住・観光施策と連携した広報活動を行います。

#### ②広聴活動の充実

- 今後も、町政座談会や町長懇話会、移動町長室、まちづくり出前講座、メールなど、様々な手法を用いて、住民の意見を広く聴き入れる機会を設けます。
- これまでの取り組みを総括し、より住民の意見を広く聴きいれやすい仕組みづくりや、住民が積極的にまちづくりに参加できる仕組みをつくりまします。

#### ③政策形成に住民が参加する仕組みづくり

- パブリックコメント制度を導入し、住民だれもが自由に参加し、提言できる場をつくりまします。
- 行政のさまざまな分野における政策形成過程に、住民が参加する仕組みづくりを推進します。

#### ④協働のまちづくりの仕組みづくり

- まちづくりの手法に関する学習機会を創出します。
- 住民自治のルールである「まちづくり条例\*」制定を検討します。

## (2) 自治振興組織の充実

|     |                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現 状 | ◆平成 19 年に自治区の再編成を行い、自治振興組織の体制整備を進めました。<br>◆平成 22 年に 4 地区で「地域おこし協力隊員」を受け入れました。また、町全体での地域協力活動にあたる「飯南地域マネージャー」を 1 名配置しました。 |
| 課 題 | ◆自治振興組織は、自治区を単位とするものと、自治会を単位とするものと、まちまちです。自治振興を推進するには、ある程度の規模が必要ですが、地縁の結び付きが崩壊しないような組織の在り方が求められます。                      |
| 方 針 | ◆住民主体のまちづくりを進めるために、人材の活用、情報の共有化、活動の体制づくりなど、効果的な自治組織などのあり方を検討するとともに、各自治組織の活動を支援します。<br>◆地区振興計画の策定を促進します。                 |

## 施 策 の 内 容

## ①自治振興組織の活動支援

- 住民が行政と連絡・調整を図り、自発性に基づいて検討や活動を実施することをねらいとした、自治振興組織の活動を支援します。
- 自治振興組織の活動を支援し、各イベントの内容を検討、地域コミュニティ活動・地域連携の強化に努めます。

## ②地区振興計画（集落活性化プラン）の策定促進と実行

- 14の自治区単位で、集落カルテを整理したうえで、今後の地区ごとのまちづくりを考える、地区振興計画（集落活性化プラン）の策定を促進します。
- 地区振興計画（集落活性化プラン）の実行へ向けた支援を図ります。

## (3) 健全で効率的な行政運営の推進

|        |                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現<br>状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆行財政改革の推進により、収支均衡での財政運営が可能となっています。</li> <li>◆行政改革推進大綱で掲げた財政目標を達成でき、平成21年度末で実質公債費比率17.8%と財政健全化団体にまで好転してきています。</li> <li>◆休日の窓口サービスについては、ニーズが少なく、実施していません。</li> </ul> |
| 課<br>題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆交付税の基礎数値となる人口が減少し続けることと、合併効果がなくなっていく、財源の確保が困難になっていきます。</li> <li>◆今後、一般財源の減少が想定されることから、基金の取り崩しが増えていくと思われます。</li> </ul>                                             |
| 方<br>針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆第2次行政改革推進大綱に基づき、更なる行財政改革を推進し、健全で効率的な行政運営を目指します。</li> </ul>                                                                                                        |

## 施 策 の 内 容

## ①財政計画に基づく事業の推進

- 財政計画に基づく事業の推進や財政分析を実施し、より一層の健全な財政運営に努めます。
- 計画の策定により、不要物件及び遊休物件の整理を行います。

## ②財政運営の効率化

- 中期財政計画\*、公債費負担適正化計画\*の確実な履行により、財政構造の健全化や自主財源確保に取り組み、健全な財政運営を推進します。
- 事務事業の見直しや広域行政の推進により、財政運営の効率化を図ります。
- 民間へのアウトソーシング\*やワークシェアリング\*を推進し、行財政の効率化と住民サービスの向上を図ります。

## ③行政サービスの高度化・利便性の向上

- 専門的知識をもつ職員の育成・確保等による専門性の高いサービスの提供によって、行政サービスの高度化を図ります。
- 土日や夜間における対応など、窓口サービスの充実や電子自治体の推進によって、行政サービスの利便性の向上を図ります。

## (4) 職員の資質の向上

|        |                                                                                                                                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現<br>状 | <p>◆職員の資質の向上において、社会教育を専門的立場から企画運営する人材を養成するため、社会教育主事の資格取得を計画的に実施しました。</p> <p>◆協働のまちづくりを目指し、住民の視点に立って、スピード感を持ち、喜んでもらえる仕事をするよう心掛けてきました。</p> |
| 課<br>題 | <p>◆地区担当職員制については、地区によって活動内容に温度差があり、現在はあまり機能していません。</p> <p>◆高齢化が進む中で、地区担当制への期待は大きくなっています。</p>                                             |
| 方<br>針 | <p>◆住民と行政が協働したまちづくりの推進に向け、職員研修の充実を図り、社会教育を専門的立場から推進する人材を養成し、職員の資質向上、住民の視点に立って仕事ができる職員を養成していきます。</p>                                      |

### 施 策 の 内 容

#### ①職員教育の充実

- 住民の視点に立って仕事ができる職員を養成していきます。
- 計画的な人事異動及び職員研修の充実を図り、職員の資質向上に取り組めます。
- 計画的に社会教育主事、社会福祉主事などの養成を行います。

#### ②地区担当職員制の強化

- 各自地区単位に配置されている地区担当職員と地域との連携を強化していきます。
- 地域によって有効な取り組みとなるよう職員の資質向上も含めて、役割を明確化するなど、地区担当職員制のあり方を検討します。



## (5) 政策効果の検証と評価機能の充実

|    |                                                                                                                                |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状 | ◆行政評価システム*の導入検討、民間への職員研修派遣、政策マネジメント機能の充実、外部監査制度の導入の検討などを行いました。                                                                 |
| 課題 | ◆行政評価システム*の導入は未実施であり、民間への職員研修派遣はしておらず、政策評価機能の充実は図られていません。<br>◆外部監査制度*の導入についても、検討が進んでいません。<br>◆策定後は後期計画の実施状況評価を行う任意団体の設置が望まれます。 |
| 方針 | ◆総合振興計画をはじめ、各種計画の進捗状況や施策効果について、評価・検証を行う仕組みを構築します。                                                                              |

### 施策の内容

#### ①行政評価システムの確立

- 予算編成と連動した、行政評価システム\*の導入を行います。
- 民間への職員研修派遣を行い、経営手法の確立や行政評価システム\*等の政策マネジメント機能の充実を行います。
- 外部監査制度\*の導入を検討し、外部機関による監査・評価による健全な行政運営を行います。

#### ②総合振興計画の進行管理

- 総合振興計画に関して、行政評価システム\*などと連携し、各施策の進行状況について、進行管理を行います。
- PDCA サイクル\*の視点に基づき、個別の取り組み内容について評価を行い、必要に応じて見直しを行うなど、効果的な施策の展開を図ります。

